

平成 26 年 10 月 31 日(金)

衆議院 法務委員会

衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

- ・資料1 「テロ資金提供処罰法の一部改正について」

法務省作成資料

1頁

- ・資料2 「特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し
統一的な運用を図るための基準の策定について」

(平成 26 年 10 月 14 日 閣議決定)より抜粋

2頁

- ・資料3 「改正テロ資金提供処罰法案と国際テロリストの財産凍結法案
との関係」

警察庁作成資料

3頁

テロ資金提供処罰法の一部改正について

- テロ資金対策の必要性…国際社会と協調し、抜け穴を作らないことが必要
- 我が国のテロ資金対策の不備に対するFATFからの指摘
 - ① 物質的支援の提供・収集が犯罪化されていない。
 - ② テロ協力者による資金等の収集, 間接的な提供・収集が犯罪化されていない。

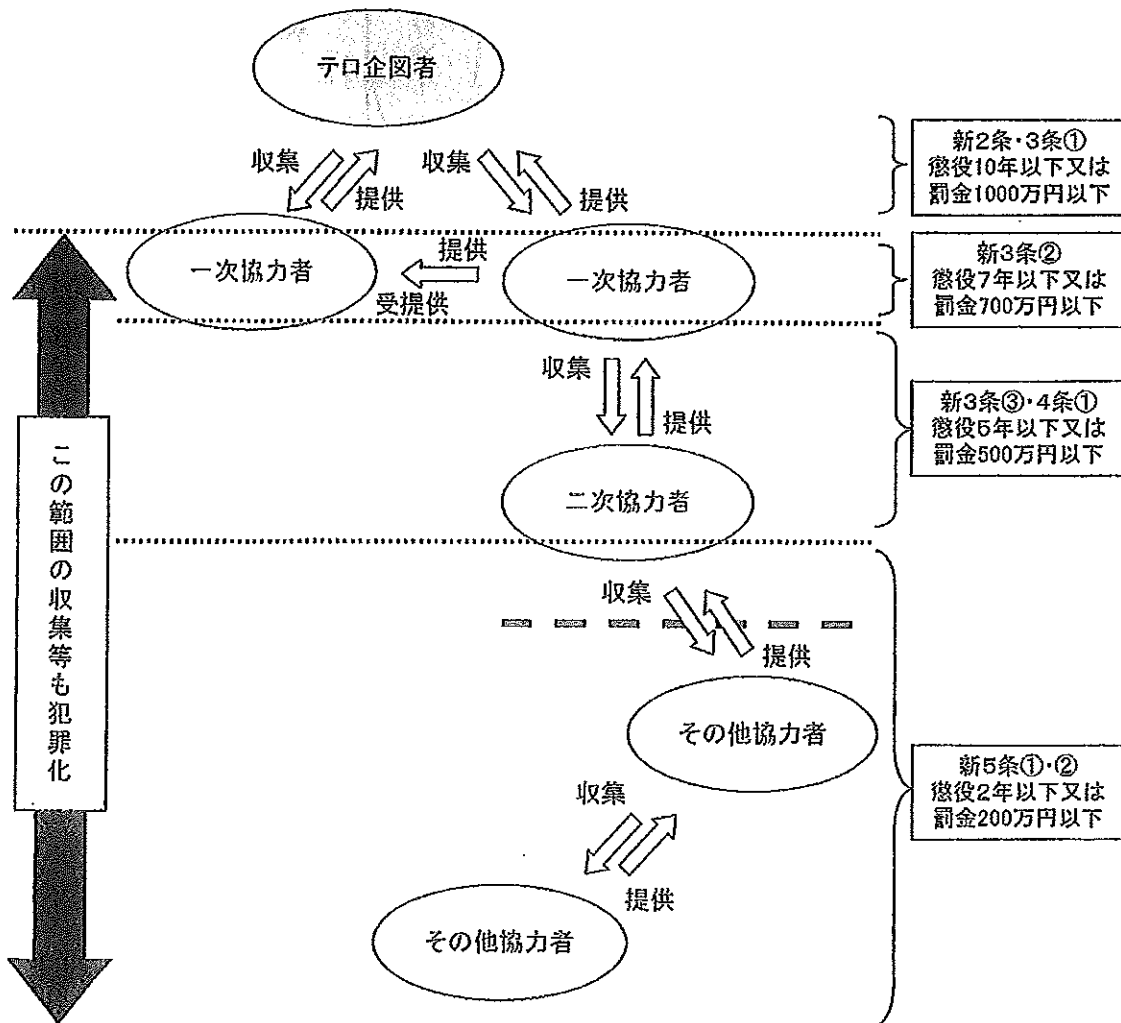
① 客体の追加(物質的支援の提供・収集の犯罪化)

資金

+

資金以外の土地, 建物, 物品, 役務その他の利益

② テロ協力者による資金等の収集, 間接的な提供・収集の犯罪化



- に掲げるものを除く。)
- b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- c a又はbを分析して得られた情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたもの）については、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】
- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術
 - (b) 重要施設、要人等に対する警戒警備
 - (c) サイバー攻撃の防止
 - b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- c a又はbを分析して得られた情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、

- 計画、方法、情報源、実施状況又は能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたもの）については、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

(2) 非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、実際の判断に当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の状態等の要素を勘案して個別具体的にを行うものとする。

(3) 特段の秘匿の必要性

特段の秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

- ・ 安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらその他の我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなる
- ・ 外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保蔵協力等が滞る
- ・ など我が国の安全保障に著しい支障を与える事徳が生じるおそれがあるか否かにより行うものとする。

(4) 特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならぬ。

ア 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないうようにすること。

イ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと。

ウ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。

2 実施体制

改正テロ資金提供処罰法案と国際テロリストの財産凍結法案との関係

改正テロ資金提供処罰法案

特別勧告Ⅱ (テロ資金供与)
問わない
テロ行為のため
提供する行為、提供させる行為

FATF勧告
主体
認識
行為

国際テロリストの財産凍結法案

特別勧告Ⅲ (テロリストの資産の凍結)
公告国際テロリスト
問わない
贈与、貸付け、売却代金の支払、預貯金の払出し等

【具体例】

- 公告国際テロリスト以外の者がテロ行為のために金銭を提供させる行為
- 公告国際テロリスト以外の者を相手方として、テロ行為のために土地を提供する行為

【具体例】

- 公告国際テロリストが預金の引出しをする行為
- 公告国際テロリストを相手方として、テロ行為のためという認識なく、金銭を贈与する行為

【具体例】

- 公告国際テロリストがテロ行為のために金銭の提供を要請し、その贈与を受ける行為
- 公告国際テロリストを相手方として、テロ行為のために建物を貸し付ける行為

これらの行為は親念的競合(重い刑により処断)